

生命保険と傷害保険のセットで、幅広い備え! ケガによる入院や通院は1日目から補償します

事業所生命共済

お手頃な掛金で、
1,000万円までの「死亡・所定の高度障害状態(※)」
の保障が選択可能です

ケガの場合は、
死亡はもちろん、入・通院等も
補償します

(※) 原因が「特定感染症・新型コロナウイルス感染症」の場合を含む

団体定期保険 + 団体総合生活保険(傷害補償)

1口(1,000円)からお申込みいただけます

パンフレット(契約概要、注意喚起情報)



【意向確認のお願い】ご加入(増額)の際は、以下についてお申込みの前に必ずご確認ください。

- 保障内容は各会員企業の意向に沿った内容となっていますか?
- 選択された保障金額・掛金、およびその他の商品内容は各会員企業の意向に沿った内容となっていますか?

保障(責任)開始日

<新規・更新時>2024年5月1日
<中途加入(増額)時>申込書提出締切日の翌月1日
※ただし、2024年4月6日(土)~2024年4月20日(土)にお申込みの方の
保障(責任)開始日は2024年6月1日となります。

申込書提出締切日

<新規・更新時(変更を希望される方)>2024年4月5日(金)
<中途加入(増額)時>毎月20日

一般社団法人 日本屋外広告業団体連合会

このパンフレットは事業所生命共済(団体定期保険+団体総合生活保険)についてご紹介したものです。
本共済は、生命保険である団体定期保険(事務幹事会社:第一生命保険株式会社)と損害保険である団体総合生活保険(引受幹事会社:東京海上日動火災保険株式会社)のセット商品です。
団体定期保険・団体総合生活保険それぞれの商品の仕組等の詳細につきましては、
団体定期保険:2~8ページ、団体総合生活保険:2~4ページ、9~14ページをお読みください。

◆ 魅力ある7つの特長 ◆

1

お手頃な掛金で、最高1,000万円までの「死亡・所定の高度障害状態（原因が『特定感染症・新型コロナウイルス感染症』の場合を含む）」の保障が選択可能（生命保険部分）

スケールメリットを生かした団体保険ならではのお手頃な掛金で保障が準備できます。福利厚生制度の充実が図れ、優秀な人材の確保、勤労意欲の向上、労使の信頼関係確立にお役立ていただけます。

2

保険料は全額損金（必要経費）算入となります。

法人（個人）事業主が負担した保険料（掛金から制度運営費を除いた額）は全額損金（必要経費）算入となります。4ページの「主な税法上の取扱（この保険について想定される一般的なお取り扱いです）」をご確認ください。

3

損害保険部分については、原則就業中の事故を補償します（※）。生命保険部分については24時間保障。

（※）職業と住居を同じくする方、就業中か否かの区別が明らかな職種の方については、24時間補償となります。詳細については、9ページをご確認ください。

4

ケガ（※）の場合は、死亡はもちろん後遺障害、入院、手術、通院も補償します。

（※）急激かつ偶然な外来の事故をいいます。

5

お申込み手続きが簡単です。（生命保険部分）

簡単な告知のみで、医師の診査は必要ありません。

ただし、健康状態によっては、加入（増額）できない場合があります。

*お申込みにあたっては所定の告知書をご提出いただけます。

6

1年更新です。毎月中途加入、保障金額の見直しの機会があります。

7

剰余金が生じた場合には、配当金が支払われます。（生命保険部分）

ただし、将来お支払いする配当金は変動し、0（ゼロ）となる可能性もあります。

契約概要（団体定期保険・団体総合生活保険共通）

生命保険部分（団体定期保険）は5～8ページ、損害保険部分（団体総合生活保険）は9～14ページもあわせて確認ください。

保障金額・掛金表

保障金額の設定は次のいずれかとなります。

- ①加入対象者全員について、一律の保障金額を設定してください。
- ②加入対象者について、職種や役職などの合理的基準に応じた保障金額を設定してください。

保障内容 / ご加入口数		1口	2口	3口	5口	7口	10口	満65歳6か月超の 継続加入者
生命 保険 部分	死亡保険金額または高度障害保険金額 (死亡または所定の高度障害状態に なったときに支払われます。)	100 万円	200 万円	300 万円	500 万円	700 万円	1,000 万円	100 万円
	傷害死亡保険金額 (不慮の事故※により死亡したときに生命 保険部分に上乗せして支払われます。)	120 万円	240 万円	360 万円	600 万円	840 万円	1,200 万円	120 万円
損害 保険 部分	後遺障害保険金額 (不慮の事故※により後遺障害が生じた ときにその程度に応じて支払われます。)	4.8～120 万円	9.6～240 万円	14.4～360 万円	24～600 万円	33.6～840 万円	48～1,200 万円	4.8～120 万円
	傷害入院 保険金日額 不慮の事故※による ケガの入院 1日につき	1,500 円	3,000 円	4,500 円	7,500 円	10,500 円	15,000 円	1,500 円
	傷害通院 保険金日額 不慮の事故※による ケガの通院 1日につき	1,000 円	2,000 円	3,000 円	5,000 円	7,000 円	10,000 円	1,000 円
	傷害手術保険金額	治療のため、病院または診療所において所定の手術を受けられた場合、その種類に応じて傷害入院保険金日額の10倍（入院中の手術）または5倍（入院中以外の手術）の金額をお支払いします。傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。						
	月払掛金	1,000 円	2,000 円	3,000 円	5,000 円	7,000 円	10,000 円	1,000 円

(※) 急激かつ偶然な外来の事故（会社役員・個人事業主の方は24時間対象、それ以外の従業員等の方は通勤途上を含む就業中のみ対象）をいいます。

掛金について

- 掛金は月払で、会員企業が一括して毎月所定の方法（銀行振込、自動振替、持参等）により、各会員団体に納入してください。
- 掛金は年齢・性別に関係なく、口数により定まります。
- 掛金表に記載の掛金は確定掛金（月額）です。掛金には生命保険部分の保険料、損害保険部分の保険料、制度運営費が含まれています。掛金から保険料を除いた額が制度運営費となります。
- 掛金は毎年更新時に見直されます。
- 掛金は、将来、制度の改定等によっても変わることがあります。

<生命保険部分>

保険料は申込締切後、被保険者が確定した時点で算出します。昨年度の保険料は5ページでご確認ください。

<損害保険部分>（9ページ参照）

保険料は保険の対象となる方の職種級別により異なります。なお、上記保険料には、団体割引20%、損害率による割引5%が適用されます。